

令和3年度意見第1号  
令和4年2月21日

厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿

新技術等効果評価委員会委員長  
安念 潤司  
(公印省略)

認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項及び同法施行規則第7条第1項の規定により、令和4年1月28日付で大正製薬株式会社 上原 茂から提出された認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する厚生労働大臣の見解（令和4年2月8日 厚生労働省発薬生0208第84号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

厚生労働大臣から提出された見解は、法第13条第6項において準用する法第11条第4項各号の規定に照らし、適当である。

(以 上)

令和3年度意見第2号  
令和4年2月21日

経済産業大臣  
萩生田 光一 殿

新技術等効果評価委員会委員長  
安念 潤司  
(公印省略)

認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第13条第1項及び同法施行規則第7条第1項の規定により、令和4年1月28日付で大正製薬株式会社 上原 茂から提出された認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する経済産業大臣の見解（令和4年2月9日 20220128商第10号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第13条第6項において準用する法第11条第4項各号の規定に照らし、適当である。

(以 上)